十九年地方税法等改正法附則第十七条第九項に係るものにあつては三分の二として算定した額とする。）として総務大臣が調査した額を控除した額に〇・〇一四を乗じて得た額から、地方税法第三百五十二条の三第一項、附則第十五条の六第一項及び第二項、第十五条の七第一項及び第二項、第十五条の八第一項から第三項まで、第十五条の九第一項、第四項、第五項、第九項及び第十項、第十五条の九の二第一項、第四項及び第五項、第十五条の十第一項、第十五条の十一第一項、第五十五条第四項、第六項及び第八項並びに第五十六条第十一項及び第十四項、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第九号。以下「平成二十一年地方税法改正法」という。）附則第八条第十三項、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十七号。以下「平成二十四年地方税法等改正法」という。）附則第八条第十三項、平成二十七年地方税法等改正法附則第十七条第十項及び第十二項並びに平成三十年地方税法等改正法附則第二十条第八項の規定により当該年度分の固定資産税から減額された額（地方税法附則第十五条の八第二項の規定に該当する当該年度の固定資産税から減額された額にあつては、同項の規定による条例で定める割合を三分の二として算定した額とする。）として総務大臣が調査した額を控除した額に〇・七三八を乗じて得た額とする。

4　償却資産に係る基準税額は、次の各号に定める方法によつて算定した額の合算額とする。

一　地方税法第三百八十九条の規定により、総務大臣又は都道府県知事が評価し、価格等を決定する償却資産に係る当該年度分の固定資産税の市町村分の課税標準額（当該償却資産のうち同法第三百四十九条の三第二十八項から第三十項まで若しくは附則第十五条第二項第一号、第二号及び第六号、第八項、第十九項、第二十九項、第三十一項、第三十三項、第三十八項、第四十項、第四十四項若しくは第四十七項、平成二十九年地方税法等改正法附則第十七条第十一項又は平成三十年地方税法等改正法附則第二十条第二項、第三項、第五項若しくは第六項に規定するものにあつては、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に、平成三十年地方税法等改正法附則第二十条第二項（平成三十年改正前地方税法附則第十五条第二項第一号に係るものに限る。）に係るものにあつては三分の一、地方税法第三百四十九条の三第二十八項から第三十項まで、附則第十五条第二項第一号及び第二号、第十九項ただし書、第二十九項、第三十一項第二号、第三十三項第三号並びに第四十四項並びに平成三十年地方税法等改正法附則第二十条第二項（平成三十年改正前地方税法附則第十五条第二項第二号及び第三号に係るものに限る。）、第五項及び第六項（平成三十年改正前地方税法附則第十五条第三十二項第二号に係るものに限る。）に係るものにあつては二分の一、地方税法附則第十五条第二項第六号、第八項、第三十三項第二号、平成二十九年地方税法等改正法附則第十七条第十一項並びに平成三十年地方税法等改正法附則第二十条第二項（平成三十年改正前地方税法附則第十五条第二項第七号に係るものに限る。）に係るものにあつては四分の三、地方税法附則第十五条第三十一項第一号、第三十三項第一号及び第三十八項並びに平成三十年地方税法等改正法附則第二十条第三項及び第六項（平成三十年改正前地方税法附則第十五条第三十二項第一号に係るものに限る。）に係るものにあつては三分の二、地方税法附則第十五条第十九項本文に係るものにあつては五分の三、同条第四十項に係るものにあつては五分の四、同条第四十七項に係るものにあつては法律の範囲内において各市町村が条例で定める割合をそれぞれ乗じて得た額とし、同法第三百五十一条本文の規定に該当するものがある場合における当該償却資産に係る額及び

4　償却資産に係る基準税額は、次の各号に定める方法によつて算定した額の合算額とする。

一　地方税法第三百八十九条の規定により、総務大臣又は都道府県知事が評価し、価格等を決定する償却資産に係る当該年度分の固定資産税の市町村分の課税標準額（当該償却資産のうち同法第三百四十九条の三第二十八項から第三十項まで若しくは附則第十五条第十八項、第二十八項、第三十七項、第三十九項、第四十四項、平成二十九年地方税法等改正法附則第十七条第十一項又は平成三十年地方税法等改正法附則第二十条第二項、第三項、第五項若しくは第六項に規定するものにあつては、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に、平成三十年地方税法等改正法附則第二十条第二項（平成三十年改正前地方税法附則第十五条第二項第一号に係るものに限る。）に係るものにあつては三分の一、地方税法第三百四十九条の三第二十八項から第三十項まで、附則第十五条第十八項ただし書、第二十八項及び第四十四項並びに平成三十年地方税法等改正法附則第二十条第二項（平成三十年改正前地方税法附則第十五条第二項第二号及び第三号に係るものに限る。）、第五項及び第六項（平成三十年改正前地方税法附則第十五条第三十二項第二号に係るものに限る。）に係るものにあつては二分の一、平成二十九年地方税法等改正法附則第十七条第十一項及び平成三十年地方税法等改正法附則第二十条第二項（平成三十年改正前地方税法附則第十五条第二項第七号に係るものに限る。）に係るものにあつては四分の三、地方税法附則第十五条第三十七項並びに平成三十年地方税法等改正法附則第二十条第三項及び第六項（平成三十年改正前地方税法附則第十五条第三十二項第一号に係るものに限る。）に係るものにあつては三分の二、地方税法附則第十五条第十九項に係るものにあつては五分の四をそれぞれ乗じて得た額とし、同法第三百五十一条本文の規定に該当するものがある場合における当該償却資産に係る額及び大規模の償却資産に係る都道府県分の課税標準額のうち当該償却資産に係る額は含まれないものとする。以下この項において同じ。）にそれぞれ〇・〇一〇五を乗じて得た額

二　償却資産に係る基準税額は、次の各号に定める方法によつて算定した額の合算額とする。

一　地方税法第三百八十九条の規定により、総務大臣又は都道府県知事が評価し、価格等を決定する償却資産に係る当該年度分の固定資産税の市町村分の課税標準額（当該償却資産のうち同法第三百四十九条の三第二十八項から第三十項まで若しくは附則第十五条第十八項、第二十八項、第三十七項、第三十九項、第四十四項、平成二十九年地方税法等改正法附則第十七条第十一項又は平成三十年地方税法等改正法附則第二十条第二項、第三項、第五項若しくは第六項に規定するものにあつては、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に、平成三十年地方税法等改正法附則第二十条第二項（平成三十年改正前地方税法附則第十五条第二項第一号に係るものに限る。）に係るものにあつては三分の一、地方税法第三百四十九条の三第二十八項から第三十項まで、附則第十五条第十八項ただし書、第二十八項及び第四十四項並びに平成三十年地方税法等改正法附則第二十条第二項（平成三十年改正前地方税法附則第十五条第二項第二号及び第三号に係るものに限る。）、第五項及び第六項（平成三十年改正前地方税法附則第十五条第三十二項第二号に係るものに限る。）に係るものにあつては二分の一、平成二十九年地方税法等改正法附則第十七条第十一項及び平成三十年地方税法等改正法附則第二十条第二項（平成三十年改正前地方税法附則第十五条第二項第七号に係るものに限る。）に係るものにあつては四分の三、地方税法附則第十五条第三十七項並びに平成三十年地方税法等改正法附則第二十条第三項及び第六項（平成三十年改正前地方税法附則第十五条第三十二項第一号に係るものに限る。）に係るものにあつては三分の二、地方税法附則第十五条第十八項本文に係るものにあつては五分の四をそれぞれ乗じて得た額とし、同法第三百五十一条本文の規定に該当するものがある場合における当該償却資産に係る額及び大規模の償却資産に係る都道府県分の課税標準額のうち当該償却資産に係る額は含まれないものとする。以下この項において同じ。）にそれぞれ〇・〇一〇五を乗じて得た額